

大阪府請負契約変更事務処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、府が発注する建設工事の請負契約に関し、設計変更を伴う契約変更手続きについて、必要な事項を定めることにより、契約変更手続きの明確化及び効率化を図り、もって請負契約における円滑な建設工事の施工に資することを目的とする。

（定義）

第2条 「設計変更」とは、建設工事請負契約約款の規定により、当該請負契約の目的を変更しない範囲で、同約款に規定する設計図書の一部を変更及び訂正する場合において、当該変更の内容をあらかじめ受注者と協議するとともに指示することをいう。

2 「軽微な設計変更」とは、設計変更により生じた請負代金額の変更額（第4条第2項の規定により建設工事を施工し、かつ、契約変更を行っていないものがある場合は、当該設計変更に係る請負代金額の変更額を合算した額）が当初の請負代金額の20%に相当する額（20%に相当する額が5,000万円を超える場合は、5,000万円）以内の設計変更をいう。

（設計変更の手続き）

第3条 建設工事を発注するにあたっては、事前に計画及び調査を慎重に行い、契約期間中にみだりに設計変更が生じないように措置しなければならない。

2 施工中の建設工事において、やむを得ない事情により設計変更する場合は、予算の範囲内でその内容を明確にし、書類（以下「変更協議書」という。）により府と受注者の合意を確認する。

なお、請負代金額の変更に係る設計変更にあたっては、当該請負契約の目的を変更しない範囲内において、その必要性・妥当性を慎重に判断するものとする。

3 設計変更により生じた請負代金額の変更額が当初の請負代金額の20%を超える場合は、新たに契約を締結しなければならない。ただし、既契約建設工事と分離して施工することが困難と認める場合を除く。

（契約変更の手続き）

第4条 設計変更を行った場合は、変更協議書、設計図書、変更金額の内訳を確認できる資料その他変更内容を確認できる資料を添えて、遅滞なく契約変更の手続きを行わなければならない。

2 軽微な設計変更については、前項の規定にかかわらず変更協議書により建設工事を施工することができる。この場合における契約変更の手続きについては、遅くとも工期末（債務負担行為に係る契約の場合は会計年度末）までに行わなければならない。

（その他）

第5条 設計変更を伴う契約変更手続きについては、「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（標準）」に定めるところにより行う。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。